

議案第百九号

国民宿舍三朝温泉会館^{事業}の設置等^{事業の}に因する条例の一部改正につ
いて

次のとおり国民宿舍三朝温泉会館^{事業の}設置等^{事業の}に関する条例の一部を改正す
ることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条
第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅之



昭和四拾四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第

号

国民宿舎三朝温泉会館事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館事業の設置等に関する条例（昭和四十一年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「国民保養温泉地の趣旨にそつ」を削り、同条第二項の表中「和室二二室」を「和室二四室」に改め、「洋室三室」を削り、「宿泊定員一三八人」を「宿泊定員一二六人」に改める。

附 則

この条例は昭和四十四年十月一日から施行する。